

# 宝治元年『院御歌合』の藤原為家

——十番判詞「しづかに今み侍れば」をめぐって——

藤 川 功 和

はじめに

宝治元年（一二四七）後嵯峨院主催の『院御歌合』（百三十番歌合）『宝治歌合』等とも。本稿では「新編国歌大観」に拠った）は、後嵯峨院（女房）として出詠）以下、二十六名による歌合で、藤原定家亡き後、歌壇の中心となった息為家が、判者を勤めている。当該歌合は、披講難陳の場を持たず、後日為家によって判詞が付されたと思し、佐藤恒雄氏は、歌人目録の官記載から、「宝治元年九月から十二月初旬の間の成立」<sup>1</sup>「歌人たちの間に流布したのは、二年に入ってから」と指摘されている。<sup>2</sup>

当該歌合については、荒木尚氏や佐藤恒雄氏によって諸本の整理が行われている他<sup>3</sup>、主に後嵯峨院歌壇の研究の一環として、論究がなされているが、当該歌合の出詠歌や、為家の判詞に関して、なお検討の余地がある。

そこで、本稿では、『院御歌合』における為家判の内、十番の判詞に注目し、歌の解釈と併せて検討を加える。今後当該歌合を継続し

て考究していく、その端緒としたい。

## 一 十番判詞「しづかに今み侍れば」

（資料1）『院御歌合』十番・早春霞・一九・二〇

十番 左

沙弥蓮性

春はいまとわたりくらし天のはら雲井はるかに今朝はかすめる

右

下野

さは姫の霞の衣袖さえてたつとはみれと春ぞすくなき

左とわたりくらしあまの原雲井はるかになどたけあるさまに侍るを、しづかに今み侍れば、春はいまといひて今朝はかすめると侍りける、今の字の心にやかよひ侍らん、右霞の衣春にぞすくなきとよみ果てたるうた、ちかごろおほくなりてたち侍らねども、おぼつかなきこと侍らねば、右勝に侍らん

最初の「早春霞」題の内、蓮性と下野の番である。蓮性は、定家存命中にはその判を受ける等、交流は浅からぬものがあつた。定家没後、寛元元年（一二四三）『河合社歌合』では、為家の判を受けているが、当該歌合前年の寛元四年頃には為家と確執を持つようになり、藤原光俊（真観）・藤原基家らと結成した反御子左派の旗揚げの意味合いを持つ寛元四年『春日若宮社歌合』で、蓮性は判者を勤めている。

では、（資料1）蓮性詠をみてみよう。「春はいまとわたりくらし

天のはら雲井はるかに今朝はかすめる」(春は今《あたかも》天空の海を航行するかのようにしてやってくるようだ、《この早春の》大空の遙か遠く今朝は霞がかつているように見える。)と詠じたのに対して、為家は判詞傍線①で、まず、二句、三句、四句の表現について、「たけあるさま」と一定の評価を与えている。その後、傍線③で初句の「いま」と結句の「今朝」が意味として重なっていると難じている。結果的に、この点に難があるとして、連性詠は負けとなつてゐるのである。

ここで注目したいのが、傍線①—一定の評価を与えてから、傍線③—一転して難を記す直前の、傍線②—「しづかに今み侍れば」(心を落ち着けて今一度《この詠歌を》みます)である。

当該歌合中でも、一首に一定の評価を与えた直後に、難を示す例

は( )が評価、……が難を示す、「右歌も心こもりてちからあるさまに侍るを、おら玉の春とつづけたることにす、しおぼづがなく侍る」(六番右・信実)、「右すがたこと葉よろしく侍るが、かやうのことみしおもかげはべるやうにておぼづがなく侍る」(十六番右・実雄)、「右ふるきこと葉おほく聞えてよろしきすがたには侍るを、そのころたいかにおもひわきがたく侍る」(三十四番右・弁内侍)、「ふるのみゆき、歌さまよろしくみえ侍るを、題のころややすく聞え侍らむ」(七十一番左・為経)、「右いくのみちまだみみもみず、をかししくおもひいだされ侍るに、おもふよりといへるぞ、五字ぞすこしおぼづがなく侍りける」(七十六番右・少将内侍)、「右ありしに

かいはるあかつきもがな、いなるさまには聞え侍るに、ころいかにと侍るにが」(九十五番右・公相)「左上句はよろしく侍るを、八ころの鳥の音ふたたびきがぬといへる心、おぼづがなくや」(百三番左・経朝)、「右歌姿ことはいひしりてをかしく聞え侍るを、むべ山あらしとおもひあはせんころ、すこしおぼづがなく侍るべき」(百十番右・信実)等散見するが、十番の「しづかに今み侍れば」の如く、一旦評価を与えてから難に転じる間に、判者の再吟味を意味する表現が記された例は他にみえない。

では、この「しづかに今み侍れば」という言い回しは、先行歌合の判詞にどれだけみることができるのであろうか。

## 二 「しづかに今み侍れば」の先行例

『新編国歌大観』を検索すると、為家以前の例としては、以下の二例が確認できる。

(資料2)『建春門院北面歌合』臨期違約恋・五番・四九・五〇

五番 左侍

左衛門督実国

さよ衣きて重ねよとちぎりしをかへしてはさは夢に見せばや

右

右京権大夫頼政朝臣

いかにさは下ものひぼをとぎかけて思ひかへすは又むすびぬる

左歌、ゆめにみよとやなどいへるす糸の匂いとをかしく侍

りき、右歌、期にのぞむ心そあまりさへ近づきてきこえ侍

りしを、人人もをかしき様に侍りしうへに、ときかけてな

どいへることはづかひも、げにをかしくやと思ふ給へ、やもせば、右の勝になりぬべく侍りしを、左かたなかばほころびあらはれて、持にさだむべきよしこそ、いとをかしく興ありてこそ侍りしか、静にみ給ふれば、歌のしな誠に左の勝とも申すべく侍りけれど、持とみえたることの侍るなり

嘉応二年（一一七〇）十月に後白河院の御所法住寺殿で開催された、皇后建春門院滋子主催の歌合である。判詞に「歌人をかくされ侍れば」（関路落葉・一番）「説人をかくされたるゆゑに」（水鳥近馴・一番）等とみえることから、歌合当日は、歌人名を伏せて披講され、「人人もよろしきやうに侍りしかば、右をもちて勝とす」（関路落葉・五番判詞）、「右歌も嵐おこさぬなどいへる心よろしくはきこゆ、人人もさやうに侍りしを」（同・七番判詞）、「題の心まことに近くなれてきこゆ、人人もをかしき様に侍りしうへ」（水鳥近馴・二番判詞）、「をしどりのかたへの鳥にはねをかはせる様なるや、無下にとりわけてきこゆらむなど、やうやうに人人侍りしも、すこしはさもある事と思ふ給へられし」（同・三番判詞）、「右歌、すがたことざまよろしきよし、人人定め侍りしかば」（臨期違約恋・一番判詞）の如く、当座の衆議にもとづき、後日俊成が最終的に判を付している。<sup>8</sup>

さて、(資料2)の判詞をみると、傍線①から傍線④までには、「いとをかしく侍りき」「人人もをかしき様に侍りし」「右の勝になりぬべく侍りし」「いとをかしく興ありてこそ侍りしか」と、過去の助動

詞が用いられており、このことから、傍線④までには当座での評価のやりとりが記されていることが分かる。<sup>9</sup>

すなわち、傍線①―当座では、左歌の末句が評価の対象となり、傍線②―恋人と逢瀬を交わそうとするまさにその瞬間の状況が披講の場で聞いている側に十二分に伝わったのを、当座の人達も面白がった。また、傍線③―ときかけて―という言葉遣いも、本当に可笑しくて、ややもすれば右歌に勝ちが付きそうであった。傍線④―一方で持とする方がよいという意見もあった。ここまでは、当座での衆議の様子を伝えていると思しい。

そして、傍線⑤―(いま私《俊成》が判詞を付すにあたって)心を落ち着けて詠歌をみると、傍線⑥―歌の「品」という点では、本当に左歌に勝ちが付くのだが、最終的には持とした、と理解される。この場合、「静にみ給ふれば」は、それまでの衆議の判定から、判者自身が後日実作を見直した上での判定へと判詞の文脈が移行するところに位置しており、(衆議)(判者の意見)とを、明確に区別する働きがあると同時に、衆議はそれとして、今一度厳正な判定を下すという判者自身の姿勢を明示してもいよう。

(資料3)『水無瀬恋十五首歌合』十六番・冬恋・三一・三二  
十六番 冬恋 左 左大臣

あし鴨のはらふつばさにおく霜のきえかへりてもいくよへぬら

ん

右

雅経

しもははやふるのなか道なかなかにかれなで人をなにしたふら  
ん

左歌心詞宜しくとがなくこそ侍りけるを、右、ふるのなか  
みち中に、などいひ、かれなでひとを、などいへるすが  
たをかしきにてかちにまかりなりにしを、いましづかにみ  
給へ侍れば、冬くさともあさちかともなくて、ただなかも  
ちといへるやいかにと申すべく侍りけん」とみえ侍れど、勝  
に定まり侍りにけり

建仁二年（一一〇二）八月給題、九月に披講された後鳥羽院主催  
による歌合である。判者は俊成で、端作りの判者の項に、「判者 釈  
阿 当座付勝負追書判詞」とみえ、当座は勝負付けのみで、後日判  
がなされたことが知られる。また、判詞に、「勝負このつがひは時の  
衆議にや侍るべかるらん」（四番・春恋）等とある如く衆議判的性格  
が強い。さらに、流布本系と異本系とで判詞や勝負付けに異同がま  
まみえることも特徴である。<sup>1)</sup>

さて、左大臣良経と番われた雅経歌について、俊成は傍線①で、  
二句から四句までの詩句を用いた一首の風体が面白く一旦勝ちと評  
価している。

ここで俊成が用いた「をかし」は、表現として面白いという意味  
であろう。「ふるのなか道なかなかに」の先行例としては、『古今和  
歌集』に「いそのかみふるのなか道なかなかに見すはこひしと思は  
ましやは」（恋歌四・六七九・紀貫之）とみえるのみで、後は、ほぼ

同時代に「さみだれのふるのなかみちなかなかにしげる草葉も見え  
ぬころかな」（『千五百番歌合』四百六十二番右・家隆）、「かくてや  
はふるのなかみちなかなかにおもひたえにしゆくへなりせば」（『明  
日香井和歌集』院百首建保四年・雑・八二三）が確認できる。また、  
「かれなで人を」についても、当該歌以前では、『伊勢物語』二十五  
段に、「見るめなきわが身をうらと知らねばやかれなで海人の足たゆ  
く来る」とみえるのみで、後は宮内卿に「このの音にかよひてけり  
なうしとてもかれなで人を猶やまつ風」（『仙洞句題五十首』）（建仁元  
年（一一〇二）・奇琴恋・二九二）とある。例歌の少ない表現を組  
み合わせて一首に仕立てている点が「をかし」という評価に繋がっ  
たと思しい。

傍線①末尾に「まかりなりにし」とある如く、ここまでが当座で  
の勝負付けに関する記述である。<sup>1)</sup> それに対して、俊成は、傍線②  
（判詞を付すにあたって）今心を落ち着けて（実作を）みますと、  
として、右歌（『冬になり』霜が早くも降る布留の中道で、なまじつ  
か『草木が』枯れることがないようにどうして『私は』あの人に愛  
想づかしをすることなくいつまでも恋ひ慕っているのだろうか）の  
内、傍線③「霜が降り、枯れる対象が「冬草」「浅茅」等と示されず、  
ただ「なか道」とあるのが、表現として舌足らずな印象を与えると  
難じているのである。<sup>1)</sup>

この場合も先に検討した（資料2）と同様、当座での評価をふま  
えつつも、後日判者が実作を再検討した上で厳正な判定を下すとい

う姿勢を明示する際に用いられている。<sup>13)</sup>

では、為家以後では、どのような例がみえるであろうか。『新編国歌大観』で確認し得たのは、次の一例のみである。

(資料4) 『百首歌合』 一三九二・一三九三

八百八十七番 左勝

伊長朝臣

あひみむとおもふばかりの人ごとにちぢにくだくるわが心かな  
右 帥

なにとかく過ぎこしかたをしのぶらんうきはかはらぬおなじ身  
ながら

右さる事ときこえ侍るを、よくよくしづかに見侍れば、雲

葉集に重頼女としてしるし入れて侍る歌の上句すこしもかはらず侍りけり、愚撰歌にて侍るを愚判にいかでかみとがめず侍るべきとて、雖無気味左に勝字つけ侍りぬるなるべし

建長八年(一二五六) 九月十三夜前内大臣藤原基家主催の歌合である。『新編国歌大観』の当該歌合解題で、福田秀一氏は、「各作者が詠進した百首歌を基にした歌合で、九五〇番という膨大な量のため、結番だけで実際には披講されなかつたようである」と指摘されている。判詞は分判で、当番は、基家が判者となつてゐる。

後日判とすれば、傍線①—右歌はしかるべき歌だが、傍線②—十分冷静に(右歌を)みると、自撰歌集(『雲葉和歌集』)に入れた一首の上句と酷似している<sup>14)</sup>ので、左歌が取り立てていい歌というわけでもないが、勝ちを付けた、という流れである。この例では、(資料

2)(資料3)で確認した、当座の判定と後日の判者の最終判断とを区別する機能はなく、決定的な難点を指摘する際のある種皮肉めいた表現として用いられているのである。<sup>15)</sup>

おわりに — 『院御歌合』の為家 —

当該歌合の四年前に催された『河合社歌合』において、為家は、通例歌合において負けとしない一番左をはじめ、連性との三番(1・11・21 左、為家・右、連性)で、いずれも連性に勝ちを付しており、連性への配慮が少なからず伺える。

それに比して、当該歌合では、連性(左)と下野(右)の番い十番の内(10連性×下野 23連性×下野 36連性×下野 49連性×下野 62連性×下野 75連性×下野 88連性×下野 101連性×下野 114連性×下野 127連性×下野)連性の六勝四敗で、下野に結果的には勝ち越しているが、一方で、最初の三番は連続して連性に負けが付されており、為家自身三十六番の判詞で、「さのみはいかがと思ひ給ひながら、また勝の字をつけ侍りぬ」(右歌ばかりを勝ちとするのはどうであろうかと思ひつつも、また《右歌に》勝ちを付しました)と最初から三番連続で連性に負けを付したことをよく自覚していた。勿論、為家の判定は、(後醍醐院詠や祝言を含んだ歌を除いては)基本的に、作品自体の善し悪しに拠る評価なのである。うし、十番の連性詠は、初句「いま」と末句「今朝」の示す時間的意味合いに重なりがみえる点を「今の字の心にやかよひ侍らん」と難じている。

一方、周知の如く、蓮性はこの歌合の判を不服として、後に『蓮性陳状』を後嵯峨院に奏している。この中で、例えば、今回検討した十番について、為家の息為教詠「今朝よりは雲こそはへ芳野山たかねの桜今やさくらん」(十八番右、本文は「歌合類聚本」『大日本史料』第五編之二十四』付載「蓮性陳状」に拠る)を引き合いに出して、「かれは誠にこゝろのやみに何のあやめもわきかたく候らん」と、皮肉たっぷり非難している。

ところで、『蓮性陳状』には、「建保内裏百首御歌合」「千五百番歌合」「正治二年内大臣家歌合」「或所歌合」等、種々の歌合の詠と判詞が引用されている。蓮性が陳状をなすにあたり、それまでに収集していた多くの和歌資料に目を通し、万全を期した様子が知られるのである。そして、これらの事例からは、為家が判詞をなすにあたって、父祖が判者を勤めた歌合をはじめ、架葺の種々の和歌資料に目を通していたことが察せられるのである。とりわけ(資料3)で取り上げた『水無瀬恋十五首歌合』には秀歌が多く、『新古今和歌集』には十五首入集している等、新古今時代を代表する歌合であった。今回検討を加えた「しづかに今み侍れば」について、俊成は、当座の衆議の判定と、後日の自身の判定とを明確に区別し、衆議の判定を踏まえつつも、今一度判者自身が厳正な判定を下すという姿勢を明示する為に用いていた。

この俊成の用い方に照らし合わせると、為家や基家の場合、披講の場を持たない歌合における例であり、勝負の判定と判詞を付す時

がほぼ同時の状況にあつて、「(詠歌を)冷静に今みみると」と記す必然性は殆どないと思われる。つまり、俊成とは別の意識のもとに記されていると考えられるのである。(資料4)基家の場合、自身の編んだ歌集に採録した一首と上句が近似している詠歌を前にして、「よくよくしづかに見侍れば」と記しているのであり、ある種強烈な皮肉を含んだ表現といえよう。

では、為家の場合はどうか。あくまで状況証拠だが、当該歌合において「しづかに今み侍れば」が一例のみで、且つそれがかつての同胞蓮性の詠歌を難じる際に用いられている点がやはり注目される。先述の如く、当該歌合は、為家と蓮性ら反御子左派との対立が決定的となつた直後に後嵯峨院によつて催された大規模な歌合であり、判者が為家が蓮性にどういつた判を下すのかは、蓮性も含めて多くの歌人達の関心事であつたと推察される。

おそらく、為家は、当該歌合以前から学習していた父祖の判詞の内、判者が衆議を踏まえつつも自身の判断を打ち出す際に用いたフレーズ(今一度心を落ち着けて一首をみても)が、記憶の片隅にあつたのではないだろうか。つまり、為家は、「しづかに今み侍れば」と記すことで、蓮性詠を厳正な態度で評価する姿勢を、殆ど無意識のうちに対外的にアピールしたと考えられるのである。それは、換言すれば、蓮性という存在を、為家がいかに強く意識していたかを示してもいよう。そして、十番判詞の「しづかに今み侍れば」は、結果的には、蓮性に対する皮肉とも身構えとも読みとれるものとな

つてしまっているのである。

従来、本歌合の実作や判詞にみえる「祝言性の過剰」から、後嵯峨院歌壇の「正教性」等が看取されてきたが、同時に本歌合は、反御子左派の急先鋒である蓮性と為家が対峙する場でもあった。

為家の蓮性に対する意識の一端がはしなくも現れているのが、本稿でとりあげた判詞「しづかに今見侍れば」なのである。

※和歌の引用は、『新編国歌大観』に拠り、適宜傍線等を付した。

〔注〕

- (1) 「後嵯峨院仙洞十首歌合の諸本」(『香川大学国文学研究』第26号 平13・9)。
- (2) 「百三十番歌合」考―伝本系統と本文」(『国語国文学研究』第21号 昭61・2)、佐藤氏前掲(一) 論文。
- (3) 佐藤恒雄氏「後嵯峨院の時代とその歌壇」(『国語と国文学』639号 昭52・5)、浅見和彦氏「古へと今の世―『十訓抄』と後嵯峨院時代」(『国文学』40-12号・平7・10)等。
- (4) 『源承和歌口伝』に、「同(寛元・稿者注)四年に十余年をきて侍しむすめむかへとりて、そのせうとに親円輪格可とて、蓮生がもとに侍し僧さへ見えず成にき」とみえる。
- (5) 井上宗雄氏「真観をめぐって―鎌倉期歌壇の側面―」(『和歌文学研究』4号 昭32・8) 参照。
- (6) 「歌合類聚本」(『大日本史料』第五編之二十四所収)では「侍
- (7) この他、(四番右・公相)、(十六番左・通忠)、(十七番左・定雅)、(三十六番左・蓮性)、(四十三番右・公相)、(四十七番左・有教)、(五十一番右・禅信)、(六十一番左・師繼)、(六十三番左・為氏)、(七十二番右・雅光)、(七十三番左・有教)、(七十九番右・小宰相)、(九十二番右・小宰相)、(九十三番左・太政大臣)、(百番左・師繼)、(百一番右・下野)、(百二十五番左・有教)等。
- (8) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 増補新訂』第四卷(平8・同朋舎出版) 参照。
- (9) 『建春門院北面歌合』中、動詞「侍り」十過去の助動詞「き」で、当座の衆議を伝えていると思しい類例は、「申す人侍りき」(関路落葉・三番)「うたがひ申し侍りしかども」(同・四番)「未の句やすこしいかがと申し侍りしにや」(同・五番)「人々もさやうに侍りしを」(同・七番)「人人祝の心あり、勝つべしなど侍りしかば、さらば持などにてやと定め申し侍りにき」(水鳥近馴・一番)「誓にはよまずと難じたる事なりと申す人侍りしかど」(同・五番)「よみあげ侍りしかば」(臨期違約恋・二番)「何事にかと驚く人も侍りき」(同・三番)等、散見する。
- (10) 有吉保氏編『水無瀬恋十五首歌合』解題(昭48・笠間書院)、藤平泉氏「水無瀬殿恋十五首歌合考―歌合の場と改作の例―」(『神戸女子大学紀要』(文学部篇) 25号・平4・3)、田村柳登

氏「新古今時代の歌合―水無瀬殿恋十五首歌合」をめぐる諸問題」(『和歌文学論集』5巻・平7・風間書房)等参照。

(11) 田村氏前掲(10)論文では、四十九番判詞「よろしとて勝になり侍りにしなり」が「評定の座における衆議によって勝負が決した事実を明示したものである」とされた上で、「なり侍りにしなり」という時制も注意されよ」と指摘される。

(12) 十六番右歌への俊成の難について、田村氏前掲(10)論文では、「右歌には『霜・降る』『枯れ』という言葉が詠み込まれているのに、それに対応する言葉の寄せとしての『冬草』あるいは『浅茅』が詠まれていないという、表現上の欠陥」とされる。

(13) 田村氏前掲(10)論文には、「いましづかにみ給へ侍れば」とまさに「思慮をめぐらす時間の経過の後」の見解を示している」との指摘がみえる。

(14) 現存本文には、基家の指摘した詠歌はみえない。「雲葉和歌集」は、本来二十巻であったが、現存本文は、巻一から巻十(四季・賀・羈旅)及び巻十五(恋五)。「新編国歌大観」当該歌集解題(後藤重郎・安田徳子両氏)参照。

(15) 例えば、寛元四年「春日若宮社歌合」において、判者藤原知家は、祝部成茂の十番右歌「たづぬき友まつ雪のきえがてにいましもつもとしのくれかな」について、「左歌にはこよなくまさりてぞ侍るめ」と一旦評した上で、「抑前藤大納言寛喜の比ほひ、百首を人人よませられしに、此右歌見し心ちし侍り、同

作者よもぞ二度はとりいだし侍らじ、老毛のあまりにひがおほえにてぞ侍らん」と皮肉たっぷり判じている。こういった筆致は多分に判者の性格に左右されるものなのか、今後さらに考えてみたい。

(16) 岩津資雄氏「歌合せの歌論史研究」(昭38・早稲田大学出版部)後編―歌合せ歌論史第二章中世(鎌倉・室町時代)48宝治二年九月後嵯峨院御歌合参照。

(17) 佐藤恒雄氏は「歌学と庭訓と歌論―為家歌論考―」(『和歌文学論集』7巻 平7・風間書房)の中で、為家が自身の歌論の中に、俊成、定家らの先行の歌論をどのように取り入れているのかを具体的に検討されている。

(18) 後鳥羽院は、『水無瀬恋十五首歌合』から三十首を精撰、十五番に結番、自判を加えて石清水若宮に奉献している(『若宮撰歌合』)。また、それに俊成が追判した『水無瀬校宮十五番歌合』も成る。

(19) 佐藤氏前掲(3)論文に拠れば、この頃の後嵯峨院周辺の歌合、歌合に、「寛元四年三月三日西園寺第花見御幸和歌合」、「三月八日院内々詩歌合」、「宝治元年八月一日常盤井第御幸五首和歌合」、「同年九月一日日院詩歌合」、「同九月二九日院三首和歌合」等がみえる。

(20) 佐藤氏前掲(3)論文参照。

―ふじかわ・よしかず、広島大学図書館研究開発室助手―